

ヒューマンライツ＋ウ

3つの差別解消法を知っていますか？

人権に関する課題が複雑化する中で、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが暮らしやすい社会を実現するために、3つの法律が成立しました。

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

3 部落差別の解消の推進に関する法律



1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)

この法律は、障害を理由として、正当な理由もなく、サービスの提供をしないことや入店を拒否すること（不当な差別的取扱い）をなくし、また、障害者から配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められます。

ふとう さべつてき とりあつかい
不当な差別的取扱い

例) お店に入ろうとしたら、車いすを
利用していることを理由に断られた。



ごうりてき はいりよ
合理的配慮

例) 視覚障害と伝えられた場合、受付
窓口までご案内する。



ふとう さべつてき とりあつかい
不当な差別的取扱い

ぎょうせい きかん
行政機関

禁止

(してはいけない)

みんかん じぎょうしゃ
民間事業者

禁止

(してはいけない)

ごうりてき はいりよ
合理的配慮

法的義務

(しなければならない)

努力義務

(するよう努めなければならない)

せつし そうだんまどぐち
摂津市での相談窓口

ほけんふくしぶ しょうがいふくしか
保健福祉部 障害福祉課

☎ 06-6383-1374 (直通)

2

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の
解消に向けた取組の推進に関する法律

(ヘイトスピーチ解消法)

この法律は、日本以外の国又は地域の出身である
ことを理由として、適法に居住するその出身者を、
日本の地域社会から排除する旨の不当な差別的言動
を許さないと宣言し、一人ひとりの人権が尊重され、
安心できる社会の実現をめざしています。



※ ヘイトスピーチ : 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。

3

部落差別の解消の推進に関する法律

(部落差別解消推進法)

この法律は、現在も部落差別が存在すると認め、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることも踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会をめざしています。

▶ 今なお起きている同和問題 (部落差別)

事例 1 結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受ける。



事例 2 差別落書き等



部落に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれるといった行為。特にインターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する。

事例 3 差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査する。



事例 4 えせ同和行為



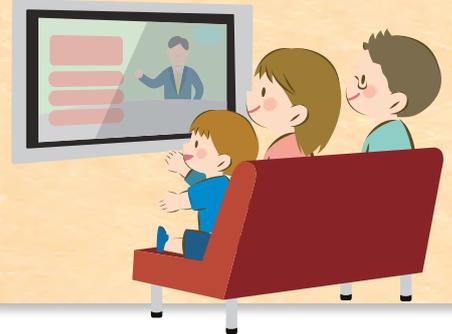
同和問題を口実に、企業や行政機関等へ不当な圧力をかけ、本を売りつけたり、寄附金を強要する。

ひとり
一人ひとりが
できること

差別のない社会の実現には、わたしたち一人ひとりが
人権を自分自身に関わる身近な問題としてとらえ、気づ
き、考え、行動することが大切です。法律の趣旨を正し
く理解し、人権について

あらためて考える機会として、まずはこのような差別を解消
する目的の法律が施行されたことを知しましょう。

人権女性政策課では、人権に関するビデオ・DVDの無料
貸し出しを行っていますので是非ご利用ください。



ひとり
一人で悩まないで
ください

人権のことで心が傷ついたときには、身近なところで
相談しましょう。暮らしの中で起こるさまざまな人権問
題に関して、相談できます。

相談機関

☆相談は無料です。

☆秘密は守ります。

人権なんでも相談 摂津市人権協会 (人権女性政策課内)

06-6383-1011 (直通)
月曜日～金曜日 午前10時～午後4時 ※祝日、年末年始を除く

大阪府人権相談窓口

相談専用電話 06-6581-8634
平日相談 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分
夜間相談 火曜日 午後5時30分～午後8時30分
休日相談 第4日曜日 午前9時30分～午後5時30分
※ 平日・夜間は祝日、年末年始 (12月29日～1月3日) を除く。

法務省 みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110 (ゼロゼロみんなのひゃくとおぼん)
受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

発行年月日
編集・発行

平成30年3月
摂津市市長公室人権女性政策課
〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1111 (大代表)
072-638-0007 (代表)
06-6383-1324 (直通)